

指定（介護予防）通所介護事業者 様  
指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業者 様

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課長

福岡市お泊まりデイサービスの指針・届出等に関する説明会について（開催通知）

標記について、下記のとおり説明会を開催しますので、出席されますようお願いします。

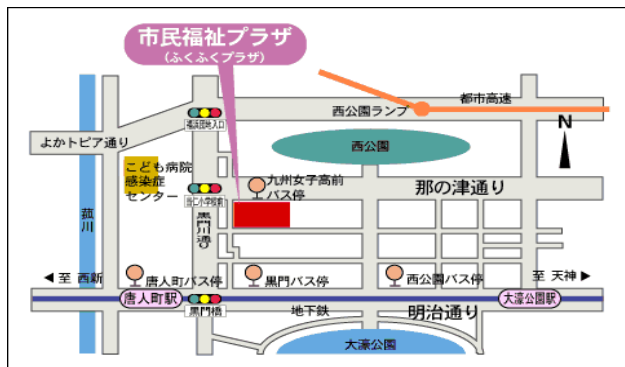
### 記

#### 1 日時

平成27年 5月11日（月）13時30分～15時10分 終了予定（受付13時00分～）

\*平成27年4月3日（金）開催延期分です。

#### 2 場所



福岡市市民福祉プラザ

（ふくふくプラザ）ふくふくホール  
（福岡市中央区荒戸3丁目3番39号）

<http://www.fukufukuplaza.jp/info/access.html>

※ 駐車場は数に限りがありますので、  
公共交通機関をご利用ください。

#### 3 対象者

指定（介護予防）通所介護事業所、指定（介護予防）認知症対応型通所介護（以下「通所介護事業所等」という）の設備を利用して宿泊サービスを提供している（いわゆる「お泊まりデイサービス」）事業所の責任者（宿泊サービス従業者の中から選任）1名

\* 通所介護事業所等の設備を利用せず、同一建物内や近隣の別建物内で宿泊サービスを提供している事業所は対象外となります。

\* なお、高齢者を入居（入居契約を締結する、長期間宿泊させる等）させ、「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」の少なくとも1つのサービスを供与する場合には、「有料老人ホーム」に該当し、老人福祉法上の届出を行うことが必要です。

#### 4 内容

- (1) お泊まりデイサービスの消防法令改正への対応等（消防局予防部指導課）
- (2) お泊まりデイサービスの指針・届出等※（保健福祉局高齢者サービス支援課）
- (3) 有料老人ホームの指針・届出等（保健福祉局高齢者サービス支援課）

※ 国（厚生労働省）指針に福岡市が地域の実情に応じ必要と判断した項目を追加する予定です。

5 連絡事項

- 参加予定者を別紙「参加票」に記入し、平成27年 4月28日(火)までにメール又はファックスにて返信してください。
- 参加予定者については、1事業所1名でお申込みください。
- 説明会当日は、「参加票」を持参し、受付にお渡しください。その際に資料と交換いたします。

6 特記事項

- 指針(ガイドライン)については、現在、国においてパブリックコメント(意見募集)が行われており、その施行は平成27年4月下旬に延期されていますが、通知が発出されましたら、福岡市が地域の実情に応じ必要と判断した項目を追加し、福岡市指針として事業者あてに事前(説明会の開催前)に通知いたします。
- 宿泊サービスの届出期間は、5月12日(火)(説明会の翌日)から9月30日(水)までといたします。

**【問い合わせ先】**

福岡市 保健福祉局 高齢社会部

高齢者サービス支援課 居宅サービス係

担当：松田

〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 12F ⑥番

Tel:092-711-4257 Fax:092-726-3328

E-mail:[kyotaku@city.fukuoka.lg.jp](mailto:kyotaku@city.fukuoka.lg.jp)